

建設工事にかかる 競争入札参加資格審査申請要領

【随時申請用】

久留米市総務部契約課

久留米市競争入札参加資格審査申請について

久留米市が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する方は、次の要領により、競争入札参加資格審査申請を行ってください。

記載内容及び提出書類が事実と異なるものと判明したときは、厳正な措置を行いますのでご注意ください。

記

1. 申請方法

下記の期間中に電子申請を行い、印刷した申請書に必要な書類を添付して提出してください。

【電子申請受付期間】 毎年4月1日～12月28日

【書類提出期限】 電子申請日の翌月10日（休日等の場合は、翌開庁日、消印有効）

- ※ 電子申請については、Ⅲ. 電子申請（4ページ～）を確認してください。
- ※ 提出方法は、原則として郵送（一般書留、簡易書留又はレターパックプラスに限る）とします。 窓口を持参された場合、その場での書類審査は行いません。
- ※ 上記期間中に電子申請を行わなかった場合は登録できません。
また、電子申請を行っていても、翌月10日（休日等の場合は、翌開庁日、消印有効）までに書類の提出がない場合も登録できません。この場合、改めて電子申請を行ってください。

2. 入札参加資格有効期間

資格認定の日～令和7年3月31日

- ※ 入札参加資格の認定日は、電子申請日の翌々月の1日となります。
- ※ 総合評点（経営事項審査の総合評定値（P点）+主観点）、希望業種、希望順位は、年度毎に反映するため、資格の有効期間中、毎年1月に更新手続きが必要です。
- ※ 更新手続きがなされず、有効な経営事項審査が確認できない場合、翌年度以降の入札に参加できなくなりますので、ご注意ください。
- ※ 更新手続きの時期及び内容については、市ホームページ及び電子メール等でご案内させていただきます。

3. 申請業種

入札参加を希望する業種を、業種分類表（建設業法29業種、11ページ）の中から選択してください。希望順位1～3位まで選択可能です。

4. 問合せ・書類提出先

〒830-8520 久留米市城南町15-3
久留米市 総務部 契約課（工事担当）
TEL 0942-30-9171
FAX 0942-30-9713
E-mail : keiyaku@city.kurume.fukuoka.jp

I. 申請に関する留意事項

1. 総合評点及び希望業種・希望順位の取り扱い

総合評点（経営事項審査の総合評定値（P点）＋主観点）及び希望業種・希望順位は、今回申請された内容で、資格認定の日から翌年3月31日まで（申請年度中）は固定します。

ただし、希望業種・希望順位の変更を伴わない建設業許可区分（一般建設業許可及び特定建設業許可）については申請年度内であっても変更を受け付けますので、変更が生じた場合は変更届をご提出ください（変更届についてはV. その他の留意事項を参照ください）。

II. 申請者の資格

別紙に掲げる業種を事業として営む法人または個人で、申請日現在有効の建設業の許可及び経営事項審査を受けている者。ただし、以下に該当する者を除く。

- (1) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項各号の一に該当すると認められる者。
- (2) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 2 項各号の一に該当すると認められる者(同項の規定により、久留米市から競争入札に参加させない措置を受けた者であって、その措置期間を経過したものを除く。)及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。
- (3) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していない者。
- (4) 久留米市の競争入札に参加しようとする者の営業所(建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条)の所在地に応じて、それぞれに次に定める地方税等を完納していない者。
 - ア 久留米市内 県税並びに市税及び国民健康保険料(個人事業主に限る。)を完納していない者。
 - イ 久留米市を除く福岡県内 県税を完納していない者。
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(以下「決定日以降の経審」という。)を受けている場合を除く。)
- (7) 営業を行うにあたって、法令の規定により官公庁等の認可、許可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を受けていない者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員である者
- (9) 次のア～ウに掲げる社会保険料の加入届出を行っていない者。(当該届出の義務がない者を除く。)
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

【参考】

- (1) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項各号
 - ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ④ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ⑦ この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

Ⅲ. 電子申請

1. 電子申請の流れ

① 申請を行う前に

申請の前に、「Ⅱ. 申請者の資格」、「業種分類表」の内容を確認してください。



② 申請に必要な書類

「Ⅳ. 提出書類」を確認し、必要な書類（建設業許可証明書又は建設業許可通知書、経営規模等評価結果通知書・総合評定書通知書、役員等一覧及び照会承諾、主観点調査にかかる確認資料等）を準備してください。



③ 電子申請内容の入力（入力期間：毎年4月1日から12月28日）

電子申請操作案内（別途市ホームページに掲載）を参照しながら入力してください。
必要事項を入力後、申請内容確認画面で表示される印刷プレビューを印刷してください。



④ 申請書類の提出（書類提出期限：電子申請日の翌月10日（休日等の場合は翌開庁日、消印有効））

押印が必要な書面に押印し、「必要書類一覧」に記載のある書類を同封し、電子申請システムから印刷された「郵送用ラベル」を封筒に貼付（レターパックプラスの場合は、中に同封）して、郵送（一般書留、簡易書留又はレターパックプラスに限る）してください。



⑤ 審査および補正

書類が到着後、契約課にて審査を行います。申請内容や書類に不備や不足がある場合、必要に応じて補正指示等を行います。



⑥ 入札参加資格の認定

審査終了後、申請日の翌々月の1日に入札参加資格を認定します。
審査結果については、有資格者名簿への掲載（市ホームページの「登録業者一覧（建設工事）」）をもって結果通知とさせていただきます。

2. 電子申請の入力方法

(1) 電子申請操作案内

本要領(1～17ページ)の後ろに添付している、「建設工事入札参加資格電子申請の操作方法」を参照し入力してください。

(2) 電子申請を行う場所(久留米市公式ホームページ)

ふくおか電子申請サービス

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1100online/2008-0201-1307-23.html>

IV. 提出書類

【提出書類一覧】

以下の書類を番号順に並べて提出のこと。(○は必須、△は該当者のみ)

番号	提出書類	コピーの可否	押印の要否	備考	市内	準市内	市外
1	競争入札参加資格申請書 (基本項目、役員照会承諾、 経審・業種・主観点)	不可	要	電子申請システムで印刷後押印	○	○	○
2	建設業許可証明書又は建設業許可通知書	可	不要		○	○	○
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定書通知書	可	不要		○	○	○
4	営業所一覧表(建設業許可申請時に提出した委任先の営業所を含むもの)	可	不要	入札等権限を委任する場合	△	○	△
5	納税証明書等	可	不要	申請する営業所等の所在地で、提出内容が異なる	○	○	○
6	登記事項証明書(商業登記簿謄本)又は本籍のある市町村発行の身分証明書	可	不要		○	○	○
7	誓約書	不可	要		○	○	○
8	指定店及び届出	可	不要	該当者のみ提出	△	△	△
9	資本・人的関係のある関連業者調書	不可	要		○	△	△
10	事務所等写真及び位置図	位置図は可	不要		○	○	△
11	主観点調査にかかる確認資料	可	不要	該当者のみ提出	△	△	△
12	社会保険等の加入要件の確認資料	可	不要	該当者のみ提出	△	△	△

(※) 市内：久留米市内に主たる営業所(建設業法第3条第1項に規定する営業所。以下同じ。)を有する申請者

準市内：久留米市内に主たる営業所以外の営業所を有する者で、当該営業所に入札等権限を委任する申請者

市外：久留米市外に主たる営業所を有する者で、準市内申請者以外の申請者

1. 競争入札参加資格審査申請書

- (1) 電子申請システムから印刷し、押印したものを提出すること。
申請書の印刷はカラーではなく白黒でも可。
- (2) 使用印は、法人の場合は、できるだけ商号と役職が含まれた代表者の印を使用すること。個人事業主の場合は、代表者の印を使用すること。いずれも会社印(会社名のみ印)は使用できない。
- (3) 入札参加資格の有効期間を通して、入札、見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を代表取締役から支店長等に委任する場合は、「受任者印」と「使用印」は同一。

2. 建設業許可証明書

- (1) 申請日現在で有効な建設業許可証明書(申請日以前3ヵ月以内に発行されたもの、写し可)又は許可通知書の写しを提出すること。

- (2) 許可更新手続き中の場合は、そのことが確認できる書類（更新申請書で受付印のあるもの等）を提出すること。

3. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

申請日現在で有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出すること。

4. 営業所一覧表 [入札等権限を委任する場合]

建設業許可申請書類の別紙 2 (1) 又は別紙 2 (2) の写し（委任先の営業所が含まれたページのみ）を提出すること。

5. 納税等証明書

- (1) 課税・非課税に係らず、次の表の区分に従って納税等証明書を提出すること。
ただし、申請日以前3ヵ月以内に発行されたものに限る。（写し可）
- (2) 入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書発行所	法人	個人
市外 (福岡県外)	市外 (福岡県内)	市内・準市内		税目			
○	○	○	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	所轄 税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税事務所	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
—	—	○	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
—	—	△	久留米市国民健康保険料	国民健康保険料	久留米市	不要	

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明書を提出すること。
 (例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)
 (例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

6. 登記簿謄本・身分証明書

法人の場合、登記事項証明書（商業登記簿謄本）を、個人の場合、本籍のある市町村発行の身分証明書を提出すること。（申請日以前3ヵ月以内に発行されたもの、写し可）

7. 誓約書（第1号様式）

「誓約書」（記名・押印）及び「役員等一覧及び照会承諾」（電子申請システムに入力して印刷後に押印）を提出すること。」

なお、役員等一覧及び照会承諾には、法人の場合、登記事項証明書に記載されている役員（代表者及び監査役を含む。）全員について記載すること。個人の場合、代表者について記載すること。

(注意) 久留米市暴力団排除条例に基づき、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は市の入札に参加することができません。誓約書の記載事項を確認してください。誓約書に違反した場合、指名停止等措置を行います。

8. 指定店・届出（指定・届出がある場合のみ提出）【市内業者のみ】

- (1) 久留米市指定給水装置工事業者証の写し（申請日現在有効なものに限る）
- (2) 久留米市下水道排水設備指定工事店証の写し（申請日現在有効なものに限る）
- (3) 福岡県への特例浄化槽工事業者届出書（受付印のあるもの）の写し、または、福岡県の特例浄化槽工事業者登録簿謄本の写し

※ 入札を行う際の基準となるため、該当がある場合は漏れなく提出すること。

9. 資本・人的関係のある関連業者調書（第2号様式）【市内業者のみ】

自社と以下の関係にある者で、久留米市建設工事入札参加資格登録業者又は登録予定業者がいる場合、当該業者について記入（記名・押印）し提出すること。

なお、該当する企業が無い場合についても、「該当なし」と記入し、提出すること。

(1) 資本関係がある他の入札参加資格（申請）者

以下のいずれかに該当する者。ただし、その者が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある他の入札参加資格（申請）者

以下のいずれかに該当する者。ただし、①については、その者が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任）を現に兼ねている場合

※ 役員とは、以下の者をいう（監査役、会計参与等は対象外）

- ・取締役（代表取締役を含み、社外取締役及び指名委員会等設置会社の取締役を除く）
- ・指名委員会等設置会社における執行役（代表執行役を含む）
- ・個人事業主

(3) その他入札の適正が阻害されると認められる場合

(1)、(2)と同等とみなされる関係にある二者の場合。

※ 記載内容に変更（該当する役員の就任解任等）があった場合は、直ちに契約課へ届出すること。

10. 事務所等写真及び位置図（第3号様式の1、第3号様式の2）【市内及び準市内業者】

- (1) 事務所外観及び事務所内部の写真を貼り、位置図を記入すること。
- (2) 位置図については住宅地図等のコピーで可。ただし、周辺の道路や目印等が確認できるものであること。

11. 主観点調査にかかる確認資料【市内業者のみ】

加点を希望する場合は、下記の必要書類を添付し、提出すること。

(1) ISO等の取得状況について【各5点】

申請日現在で有効な ISO9000 シリーズ、ISO14000 シリーズ、エコアクション 21 の登録証の写し。

ただし、ISO14000 シリーズとエコアクション 21 はいずれかのみ加点。

(2) 防災協定締結組合への加入【10点】

久留米市と防災協定を締結している組合に加入している場合は、加入証明書。（参考として加入証明書のひな型を16ページに添付、申請日以前3ヵ月以内に発行されたもの、写し可）

(3) 障害者雇用について [5点]

申請日現在、現に障害者を雇用していることを証する次の書類。

- ①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
- ②雇用届出調書(17 ページに添付)

(4) 子育て支援・男女共同参画推進 [5点]

申請日現在で有効な、福岡県の「子育て応援宣言」登録証の写し。

(5) 重機・建設機械保有について [最大5点]

毎事業年度（決算期）が終了したとき（事業年度経過後4ヵ月以内）に管轄の県土整備事務所へ提出している貸借対照表（法人であれば様式第15号、個人であれば様式第18号）の写し。

※提出する経営事項審査の審査基準日と同一のものを提出すること。

※貸借対照表は、毎事業年度（決算期）が終了したときに提出する書類（変更届出書）の一部

※自社様式の貸借対照表は不可。

(6) 消防団員の雇用等について

① 消防団員の雇用 [5点]

申請日現在で、現に消防団員を雇用していることを証する次の書類。

- ・在団証明書の写し（3ヶ月以内に発行されたもの）
- ・雇用届出調書(17 ページに添付)

② 久留米市消防団協力事業所の認定 [5点]

申請日現在で有効な、久留米市消防団協力事業所表示証交付書の写し。

ただし、①と②はいずれかのみ加点。

※ 消防団在団証明及び消防団協力事業所表示証交付書に関しては、久留米市消防団本部（久留米広域消防本部庁舎 3階：東櫛原町 999-1 電話：0942-38-5160）にお問い合わせ下さい。

1 2. 社会保険等の加入要件の確認資料

社会保険等に現に加入している者で、経営事項審査結果通知書・総合評定値結果通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」欄に「無」となっている項目がある場合、以下の書類の提出が必要。

① **社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入を証明する書類（下記のうちいずれか一つ）**

- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書（申請時の直前のもの）の写し
- ・健康保険及び厚生年金保険の納入証明書（申請日前 3 ヶ月以内に発行されたものに限る、写し可）

② **雇用保険の加入を証明する書類（下記のうちいずれか一つ）**

- ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書（申請時の直前のもの）の写し
- ・雇用保険料納入証明書（申請日前 3 ヶ月以内に発行されたものに限る、写し可）

V. その他の留意事項

1. 申請内容に変更が生じたとき

すみやかに変更届を提出して下さい。市公式ホームページから様式及び必要書類を確認し、郵送または窓口へ提出をお願いいたします。

●登録内容の変更手続き

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2010nyuusatsu/3020k-sanka/naiyohenkou-koji.html>

2. 各種許可等の確認

久留米市指定給水装置工事業業者・久留米市下水道工事指定店の登録及び浄化槽工事業業者の届出（福岡県）を行っている方は、それぞれの登録証等の写しの提出してください。

※ 入札を行う際の基準となるため、該当がある場合は漏れなく提出してください。また、登録・届出内容に変更が生じた場合、速やかに契約課まで変更届を提出してください。

3. 電子入札システムへの登録のお願い

以下の業種の入札は、全て電子入札にて行います。現在電子入札システムへの登録をされていない方につきましては、本申請と合わせて、電子入札システムへの登録をお願いします。

なお、今回、初めて久留米市建設工事競争入札参加資格申請をされる方は、資格認定後に登録をお願いします。

土木・建築・とび・電気・管・舗装・塗装・防水・機械器具設置・造園・水道施設・解体



久留米市公式ホームページのトップページから

「オンラインサービス」の「電子入札」をクリックし、「電子入札システムポータル」のページ内のマニュアルを参照の上、同ページ内の「電子入札システム」から入力を行ってください。



●久留米市電子入札システムポータル

https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2160online/3010denshi_nyusatsu/index.html

4. 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する競争入札参加資格について

以下の取扱いを行いません。

- ①久留米市競争入札参加資格審査申請について、適格請求書発行事業者であることを必要とする資格を定めること。
- ②適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような資格を定めること。

業 種 分 類 表

許可及び経営事項審査を受けている業種	業種コード	建設工事の内容
土木一式工事	10 01	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事 (補修、改造、又は解体する工事を含む。以下同じ。)
建築一式工事	10 02	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
大工工事	10 03	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事
左官工事	10 04	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事
とび・土工 コンクリート工事	10 05	イ. 足場の組立て、機械器具・建設建材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ. くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ. 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ. コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ. その他基礎的ないしは準備的工事
石工事	10 06	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事
屋根工事	10 07	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
電気工事	10 08	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
管工事	10 09	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して、水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
タイル・れんが ブロック工事	10 10	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事
鋼構造物工事	10 11	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事
鉄筋工事	10 12	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事
ほ装工事	10 13	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、採石等によりほ装する工事
しゅんせつ工事	10 14	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
板金工事	10 15	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事
ガラス工事	10 16	工作物にガラスを加工して取付ける工事
塗装工事	10 17	塗料、塗材等を工作物に吹付け、又ははり付ける工事
防水工事	10 18	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
内装仕上工事	10 19	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
機械器具設置工事	10 20	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事
熱絶縁工事	10 21	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
電気通信工事	10 22	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
造園工事	10 23	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事
さく井工事	10 24	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事
建具工事	10 25	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事
水道施設工事	10 26	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
消防施設工事	10 27	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事
清掃施設工事	10 28	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事
解体工事	10 29	工作物の解体を行う工事

誓 約 書

年 月 日

久留米市長
久留米市企業管理者 殿

本社(店)住所
商号又は名称
代表者職氏名

実印

私は、久留米市が久留米市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、暴力団排除に係る条項を含む契約を締結することを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。)が暴力団員等となっているとき。
 - (3) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
 - (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (7) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 「暴力団等排除連携会議設置の対象工事」を受注した場合、工事請負契約書約款に基づき提出する施工体系図を福岡県警察に提供することを承諾します。
- 4 久留米市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び第1項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。
- 5 第1項各号に該当する者を下請負人（直接下請負人としていない場合を含む。）としていて、久留米市から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

第1項第9号の解釈について

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

資本・人的関係のある関連業者届出調書

年 月 日

久留米市長
久留米市企業管理者 殿

本社(店)住所
商号又は名称
代表者職氏名

実印

下記のとおり、久留米市建設工事入札参加資格登録業者及び登録予定業者について申告します。
なお、この届出調書に記載された事項に虚偽が判明した場合は、落札決定の取り消し、指名停止等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1 資本関係がある他の入札参加資格(申請)者(該当ない場合は「該当なし」と記入してください。)

次のいずれかに該当する者について、下表に記入のうえ「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

商号又は名称	所在地	関連内容

2 人的関係がある他の入札参加資格(申請)者(該当ない場合は「該当なし」と記入してください。)

次のいずれかに該当する者について、下表に記入のうえ「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

商号又は名称	所在地	関連内容	兼任している 役員の氏名

3 その他入札の適正が阻害されると認められる場合(該当ない場合は「該当なし」と記入してください。)

1、2と同等とみなされる関係にある者を記入し、「関連内容」を具体的に記入してください。

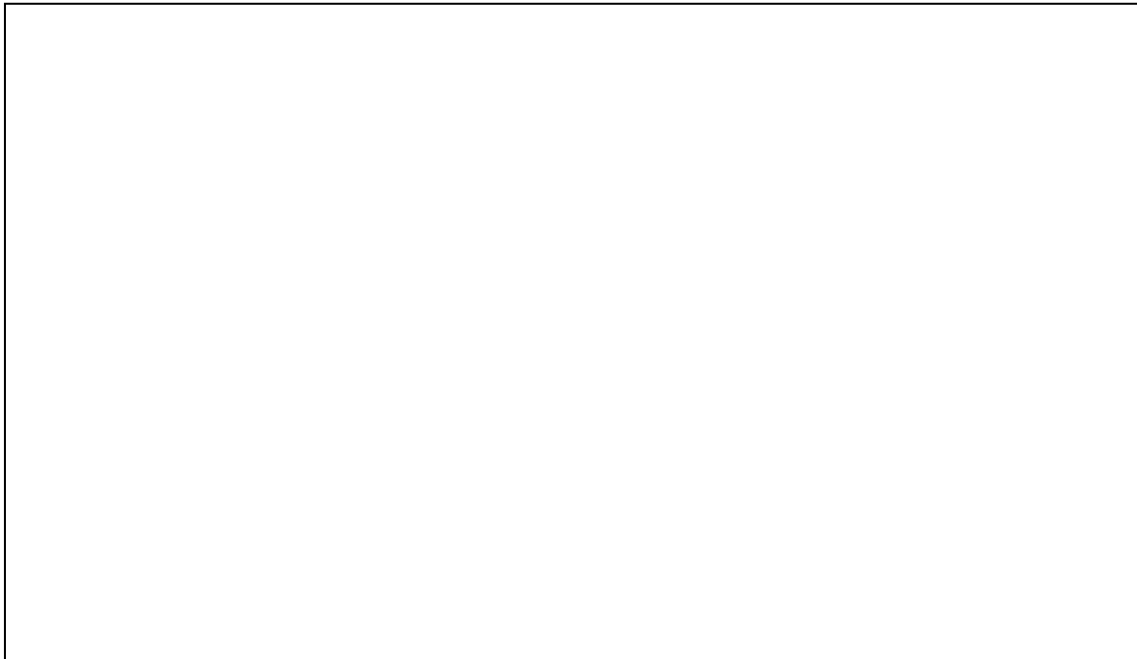
商号又は名称	所在地	関連内容

※ それぞれ記載欄が不足する場合は、上記内容を記載した別様式を作成し、代表者印を押印のうえ提出してください。

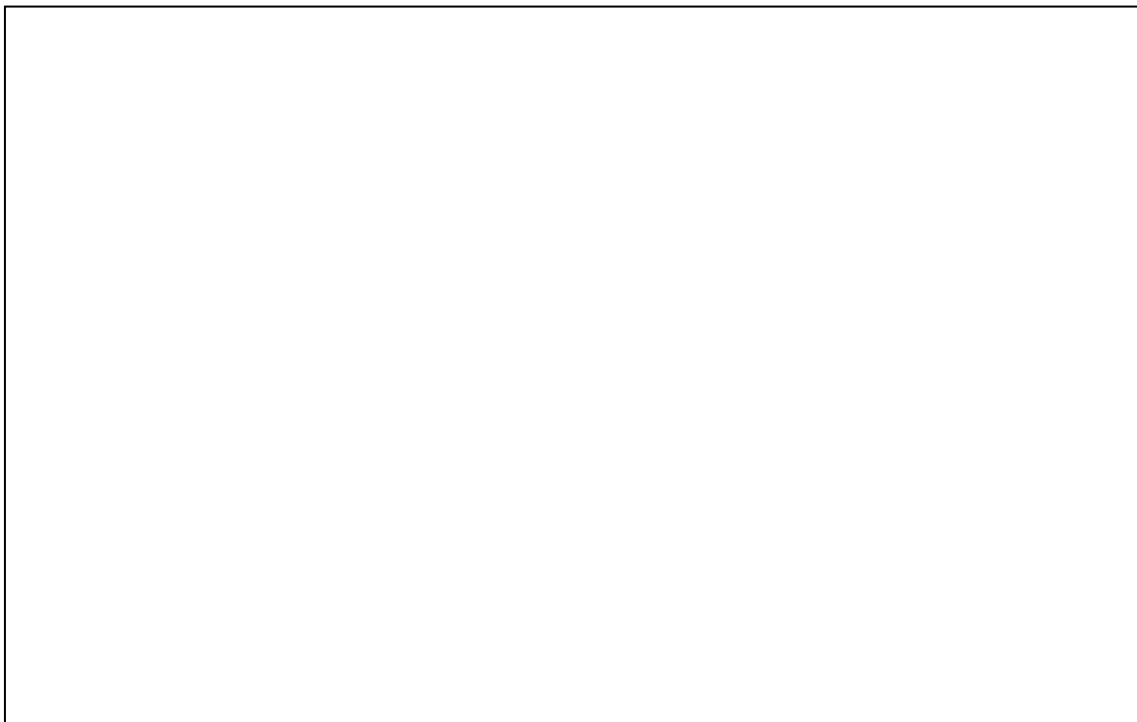
(第3号様式の1)

事務所等写真（市内及び準市内申請者のみ提出）

事務所外観写真（社名表示の確認ができるもの）

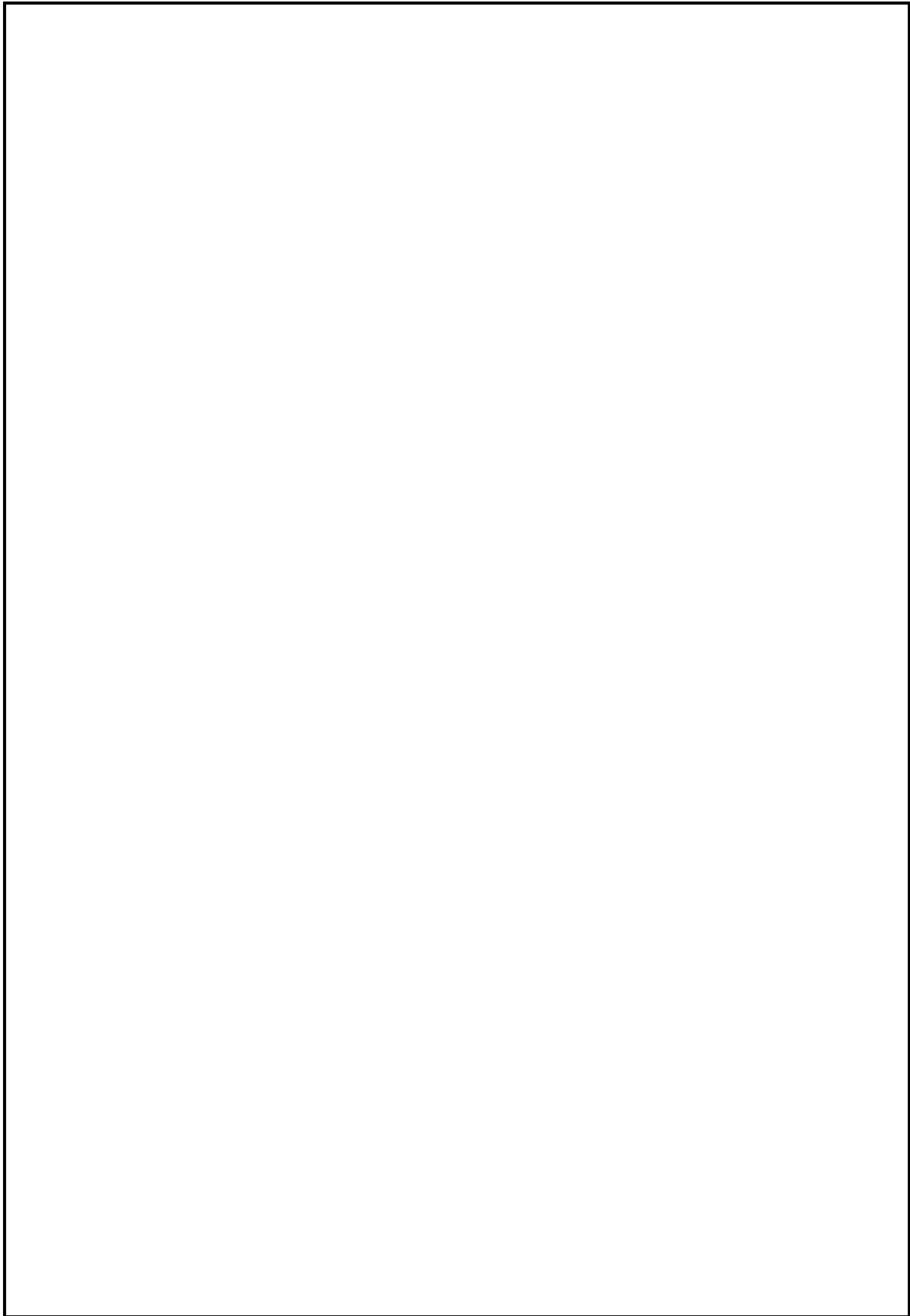


事務所内部写真



事務所等位置図（市内及び準市内申請者のみ提出）

（位置図内に方位記号をつけること。）



年 月 日

防災協定締結組合への加入証明書

組合名称

代表者



以下の者は、当組合に加入していることを証明する。

商号又は名称 _____

久留米市長
久留米市企業管理者 殿

雇用届出調書

住所
名称
代表者名

実印

以下の者を申請日現在、現に雇用していることを証明します。

なお、この届出調書に記載された事項に虚偽が判明した場合は、落札決定の取り消し、指名停止等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

氏名	生年月日	該当する主観点項目
	昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 障害者の雇用 <input type="checkbox"/> 消防団員の雇用
	昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 障害者の雇用 <input type="checkbox"/> 消防団員の雇用

※主観点項目に該当する者を記載すること。

(一つの主観点項目に該当する者を複数人雇用している場合はいずれか1名を記載すること。)

※雇用届出調書と併せて下記書類を提出すること。

- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し（障害者の雇用に該当する場合）
- ・在団証明書の写し（3か月以内に発行されたもの）（消防団員の雇用に該当する場合）